

社会福祉法人城陽市社会福祉協議会  
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人城陽市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、本会の役員等の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは、理事・監事及び評議員をいう。

(報酬及び費用弁償の額)

第3条 役員等の報酬の額は、次に定める額とする。

会 長 月 額 50,000円

- 2 会長以外の役員等は無報酬とし、下記に定める会議等に出席したときは、それぞれ定めた額を費用弁償として支給する。ただし、同日に開催した会議については重複して支給しないものとする。

会 議 名	費用弁償額
理事会	日額 2,500円
監事会	日額 2,500円
評議員会	日額 2,500円
三役会議（会長・副会長・常務理事）	日額 2,500円
会長の職務を代行して会議に出席する場合	日額 2,500円

- 3 会長・常務理事及び本会職員並びに城陽市職員が会議に出席したときは、費用弁償は支給しないものとする。
- 4 役員等が本会の職務のため城陽市外に出張した場合は、本会旅費規程に定める額を支給する。その場合、本規程に定める費用弁償は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年6月16日定時評議員会終結の時から施行する。

(役員報酬規程)

従来の社会福祉法人城陽市社会福祉協議会役員報酬規程は廃止する。(平成11年4月1日制定)